



すさみ町公示第10号

公募プロポーザル方式に基づく手続開始の公示

(すさみ町多世代交流施設整備工事設計監理業務及びテナント運営管理業務委託)

次のとおり提案書の提出を招請します。

平成29年5月23日

すさみ町長 岩田 勉



記

1 業務概要

- (1) 業務名 すさみ町多世代交流施設整備工事設計監理業務及びテナント運営管理業務委託
- (2) 業務内容 別紙説明書のとおり
- (3) 履行期限 設計 平成29年10月31日 (業務委託期間は4か月程度を予定)
監理 平成29年11月～平成30年3月
テナント運営期間 5年 (継続更新あり)

2 参加条件

多世代交流施設は町民の憩いの場の提供、まちの賑わい創出を目的としたものである。当施設にとって中心的な役割を担うカフェスペース運営管理者のコンセプトを施設全体の設計に反映し調和のとれた一体的な施設とするため、設計監理事業者とテナント運営管理事業者との共同提案とする。

・設計管理業務

(1) 資格要件

①すさみ町における工事に関する調査、測量及び設計等業務 (以下「建設コンサルタント業務等」という。)に係る競争参加資格の認定を受けている者で、建築関係建設コンサルタント業務に登録がある者。

注) 技術資料提出時において競争参加資格の認定を受けていない場合には、すさみ町競争参加資格申請書を添えて申し込むことができる。

②による競争参加資格の認定を受け一級建築士事務所の登録がある事業者。

(3) 実績要件

過去10年間に、同規模の同種（類似）業務の履行実績を有すること。

注）同規模：鉄筋造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が、1,000 m²以上

同種（類似）業務：公共施設に係る新增改築設計業務

(4) 技術者条件

配置予定技術者は、一級建築士の資格を有すること。

・テナント運営管理業務

(1) 資格要件

団体であり（法人格は問わない）、団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

3 手続等

(1) 参加表明書の受付期間・場所及び提出方法

①受付期間 平成29年6月5日（月）までの平日

午前8時30分から午後5時15分まで

②受付場所 〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4120番地の1

周参見公民館 Tel：0739-55-3037

③提出方法 持参もしくは郵送（簡易書留により必着）による。

(2) 提案書の受付期限、提出場所および方法

①受付期間 平成29年6月30日（金）までの平日

午前8時30分から午後5時15分まで

②受付場所 (1)に同じ。

③提出方法 (1)に同じ。持参もしくは郵送（簡易書留により必着）による。

(3) 委託契約書作成の要否

要

4 参加表明書及び提案書の作成に係る質疑の受付方法、提出期限、受付窓口および回答方法

- (1) 質問様式 任意。E-mail ただし本文以外はA4縦型横書
- (2) 受付方法 書面 (E-mail もしくは FAX) でのみ受付。
- (3) 提出期限 平成29年6月19日 (月) 午後5時15分まで
- (4) 受付窓口 kouminkan@town.susami.lg.jp (周参見公民館)
FAX : 0739-55-3123
- (5) 回答方法 質疑、および回答は全ての参加表明者に E-mail にて送付する。

5 提出された提案書に係るプレゼンテーション

プレゼンテーション実施日については別途通知 (平成29年7月5日を予定)

6 その他

上記1～5のほか詳細は実施要領を参照のこと。